

産業構造審議会 保安分科会 液化石油ガス小委員会（第7回）議事録

日時：平成27年12月18日（金曜日）10時～11時30分

場所：経済産業省別館3階312各省庁共用会議室

議題

1. 認定販売事業者制度の有効活用に係る検討について
2. 規制の整合化等に向けた検討について
3. その他

議事内容

○大本ガス安全室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第7回産業構造審議会保安分科会液化石油ガス小委員会を開催いたします。

開催に当たりまして、事務局を代表して、商務流通保安審議官の住田より御挨拶をさせていただきます。

○住田商務流通保安審議官　おはようございます。御紹介いただきました住田でございます。今年7月の末に着任をいたしまして、半年弱になっておるところでございます。皆様におかれましては、日頃からこのLPガス保安行政に関しまして御指導、御協力をいただきまして、ありがとうございます。

前職が資源・燃料部長ということで、LPガスについては皆様と深く、いろいろと意見交換をさせていただいたり、橘川委員長には当時から大変お世話になっておりまして、こうした形でLP関連の方々とまたお話ができ、大変うれしく思っておるところでございます。

その当時から私も非常に優れた取り組みだと思っていたのが集中監視システムでございます。今、第4次産業革命とかいうものの担い手となるIoTとかビッグデータとかAIとか、いろいろなものがあるわけですが、それに向けたインフラとしての集中監視システムというものをほかの人たちに先駆けて導入しておられて、非常に意味の大きいものだなと思っているわけでございます。

こうしたものを更に有効に活用しながら、いろいろな形で制度とも結びつけていきたいという思いがあるわけでございまして、特に今、保安の分野全体で、従来は産業保安規制

のスマート化と言っていたのですけれども、それをさらに一歩進めて、産業保安のスマート化を進めたいと考えておるわけでございます。と言いますのは、もちろん規制自体をスリムにしていくとか合理的なものにしていくことも当然なんですけど、一方で、こうしたデータを活用したり、あるいはA I、I o Tといったものを活用して保安水準を毎日向上させていくことができるのであれば、そういう事業者の方々にはそれだけの投資をされて保安水準を高めていることに対するリワードというんでしょうか恩典といいますか、規制の側も少し柔軟性を持たすことも十分考えられるわけで、そうした意味で規制自体を見直していただくだけではなくて、一方で保安水準を高める取り組みと規制の見直しとを一体的に進めていこうということをお考えおるわけでございます。

前回の小委員会の際に、認定販売事業者制度の有効活用に係る検討と、規制の整合化等に向けた検討の2つのテーマについて御説明をしたわけでございますが、これらについて、本日は、より深い御議論をいただければと思います。どうぞ忌憚のない御意見、積極的な御議論をよろしくお願いいたします。

○大本ガス安全室長　それでは、ここからの議事進行につきましては、橘川委員長にお願いいたします。

○橘川委員長　おはようございます。それでは、本日もよろしくお願いいたします。ガスシステム改革の議論も大分煮詰まってきましたし、ガスの保安の話も昨日、話が十分まとまる方向に向かっていると聞いております。本日はL Pガスの保安について話をしていきたいと思っています。

まずは、事務局より委員の御紹介と資料の確認をお願いいたします。

○大本ガス安全室長　本日の小委員会は、定足数に達しておりますことを御報告いたします。

今回から、高圧ガス保安協会、市川祐三会長が委員として新たに参加してございます。

○市川委員　市川でございます。よろしくお願いいたします。

○大本ガス安全室長　続きまして、配付資料の確認をいたします。お手元に座席表、議事次第、配付資料一覧、資料1、資料2-1、2-2、2-3、資料3と、最後に、昨日行われましたガス安全小委員会の整合化の資料がございます。配付資料に不備等ございましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。

○橘川委員長　それでは、早速、議題次第に従いまして始めていきたいと思っております。

まず、議題の(1)は「認定販売事業者制度の有効活用に係る検討について」についてで

す。それでは、説明をお願いいたします。

○大本ガス安全室長 お手元の資料2-1を御覧いただければと思います。「認定販売事業者制度の有効活用に係る検討について」でございます。

検討の経緯でございますけれども、認定販売事業者制度につきましては平成9年から制度をスタートさせていただいております。認定販売事業者制度は集中監視システム、双方向通信を持っている一般消費者の方が70%以上の認定要件などをクリアした認定販売事業者が特例措置として、業務主任者の選任基準の緩和ですとか緊急時対応の要件の緩和、また、消費設備調査の一部の頻度の緩和を受けられるものでございます。

認定販売事業者は、現在238者です。これは資料2-3を御覧いただければと思います。1枚紙で認定販売事業者制度を、今年3月末現在でございますけれども、所管事業者別にリストを整理させていただいております。これにつきましては、約2万者あるLPガス販売事業者の1%にとどまっている状況になってございます。

資料2-1に戻らせていただきます。今後集中監視システムの普及促進、また、認定販売事業者の有効活用を図るための対策を検討することにしてございます。

2ページ目に進ませさせていただきます。前回のときの、今後の検討課題ということで①認定要件の緩和・細分化。現在70%という要件は非常に高いのではないかという声も聞いてございます。これについての引き下げも含めて二段階とすることが可能なのか、またその優遇制度について、どのような設定をすべきかというのが1つ。②が、取り消しに係る猶予期間の設定。販売事業者が、吸収合併とか事業譲渡を受けたことによって、集中監視を導入していない一般消費者の数が増えて認定要件を満たさなくなってしまうといった懸念も聞かれるということで、こういうことについての猶予設定をすることが可能かということ。③は知名度の向上。約1%という状況を打破して、集中監視の導入を含めて、PRをどのように行っていくかという観点で検討を行ってございます。

2. でございますけれども、今回、アンケート、ヒアリングを行ってございます。

アンケートにつきましては、前回でも御紹介させていただきましたが、10ページ目に資料の抜粋ということで、「どの程度の割合が適当か」を聞いたところ「50%」という声がございました。11ページ目に、では、どういったインセンティブが望まれるのかということについては、「緊急時対応の要件の緩和」といった声も聞いてございます。

また戻っていただいて、8ページ目と9ページ目にヒアリングを行ってございます。ヒアリング結果の主な内容でございますけれども、通信費用の割引等ですとか、緊急時対応

の要件の緩和、そういう声も聞いてございます。また、吸収合併における猶予では、1年間という声も聞いてございます。

2 ページ目の下の (1) の①でございます。二段階につきましては、具体的要件で、今のアンケート結果によって、50%という声、また、認定販売事業者としての制度上の優遇措置を設ける制度の趣旨に鑑み、少なくとも過半数以上の要件を設定し事業者に認定を行うべきことを踏まえ、50%を要件として追加してはどうかとさせていただいております。

また、3 ページの②の特例でございます。これにつきましては、引き下げた基準ということで、(i)「引き下げた基準 (50%) による認定に係る特例 (第一段階目)」でございますけれども、「緊急時対応に関して、従来どおりの特例を設定して欲しい」という意見がございました。ここにつきましては、50%に引き下げた際に、緊急時対応に関して現行と同水準の特例を与えることとしてはどうかということを挙げさせていただきました。点線枠の「販売事業者のコメント」で、距離の緩和があることで認定取得への意欲が高まるとか、特例でメリットを感じるのは緊急時対応に係る距離の緩和という声も聞いているところでございます。

次に、(ii)「現行水準 (70%) による認定に係る特例 (第二段階目)」でございます。これにつきましては、更なる緩和をして欲しいという声も出ております。(イ)「CO対策を前提とした緊急時対応の緩和」でございます。緊急時対応につきましては、ガス漏れが生じた場合に、保安機関が現場に急行し、応急措置を行うということで、現行制度では集中監視システムを導入している消費者に対して、集中監視センターで365日24時間保安を監視して、必要があれば対応を行っているところでございます。

4 ページ目に移らせていただきます。燃焼器において不完全燃焼により一酸化炭素を発生した場合には、マイコンメーターでは感知しないことから、別途必要な処置を講ずることが保安上有効である。更なる保安水準の向上の観点から、CO警報器に連動させて、検知したときにガスメーターと連動して遮断するものとして設置している事例も存在しております。この場合には、集中監視システムと相まって、一層の高度な保安確保が行われていることが考えられます。また、緊急時対応を実施する際に、CO警報器を特定して速やかに対応を措置することができる。こうしたことから、70%の要件を満たす認定販売事業者が供給する認定対象消費者であって、このような措置を行っている一般消費者に対して、現行の40キロから、例えば60キロとするなど、距離制限を緩和することとしてはどうかとさせていただきます。

なお、一般消費者が設置する燃焼器に不完全燃焼防止装置がついている場合には、そもそもCOが発生して人体に影響を及ぼすような事態が想定されない。また、ガスの使用に係る燃焼器が屋外に設置されている場合には、屋外でガスが燃焼されるために、屋内にCOは存在し得ない。そこで、飲食店等を除く一般消費者が設置する燃焼器において、全てに不完全燃焼防止装置がつけられているか、屋外式であるような場合には、70%の要件を満たす認定販売事業者が供給する認定消費者に対しては、同様に緊急時対応に係る距離制限を緩和することとしてはどうかとさせていただきます。

(ロ)の「CO対策を前提とした点検・調査頻度の緩和」でございます。供給設備点検、消費設備調査の頻度につきましては、一部の内容を除いて10年に1回以上に緩和しているところでございます。ただ、他方、目視による点検については、緩和措置に含まれておらず、4年に1回そのままになってございます。そのため、認定販売事業者は、点検・調査を4年、8年、10年に行わなければならない、有効な特例になっていないという指摘もございます。これに関しても、CO警報器連動遮断による集中監視システムを設置している場合には、70%の要件を満たす認定販売事業者が供給する認定対象消費者であって、このような設置を行っている一般消費者に対しては4年のところを5年ということで、警報器の期限が5年というところもございまして、5年に1回という頻度に緩和してはどうかとさせていただきます。

また、5ページでございますけれども、飲食店を除く一般消費者が設置する燃焼器において全てに不完全燃焼防止装置がつけられているか、屋外式である場合においても、屋内式の燃焼器と比較して安全性の向上が行われていると言えるため、同様の緩和措置を講じてはどうかとさせていただきます。

(2)「認定取消しに係る猶予期間の設定について」でございます。

認定の取り消しに係る猶予期間については、アンケート調査においても、認定販売事業者から、要件維持に苦勞するといった声や、事業譲渡によって一般消費者の数が増加した場合の普及率の維持が挙げられ、ヒアリングに際しても、一定の経過期間を設けることが好ましいといった意見もございました。これらを踏まえて、認定販売事業者が事業合併その他の事由によって事業承継を行うことにより、集中監視システムを導入していない一般消費者の数が増加し、短期的に認定の要件を満たさなくなった場合については、一定の猶予期間を設けることとしてはどうかとさせていただきます。具体的には、1年間としてはどうかとさせていただきます。

(3)「認定販売事業者の知名度向上」でございます。認定販売事業者の知名度向上やPRについては、ヒアリングとかアンケートにおいて「認知度が高まることが重要」といった意見もございます。そこで、PRのために、当室において現在、周知文書を作成しております。次回の液化石油ガス小委員会で、一般消費者向け、事業者向けの周知文書の案を作成し、御審議いただくことを予定してございます。

また、かつて“認定販売事業者”愛称検討委員会も設置されておりました。その中でも「高度保安システム認定事業者」といった愛称も選定されております。そこで、例えばということでございますけれども、第一段階目の認定販売事業者を「シルバー高度保安システム認定事業者」、第二段階目の認定販売事業者を「ゴールド高度保安システム認定事業者」といった愛称をつけるなど、こうした過去の検討結果も活用して、国としても知名度向上に取り組んではどうかとさせていただいております。

7ページ目に、今、説明したものを1枚紙で整理しております。右上に「別紙」と書いているところでございます。一番上の1. が現行の制度でございます。70%の要件を満たした者に①、②、③の特例を与えています。2. の(1)で50%以上70%未満については、緊急時対応の要件の緩和ということで、40キロメートルにしてはどうか。第二段階目ということで、70%以上ということが前提で、特例についても現行と一緒にございますけれども、追加要件ということで、先ほどのCO警報器連動遮断または飲食店以外の一般消費者における不燃防がつけられていること、もしくは屋外に設置されることを前提として、そういう消費者に対しては40キロメートルから60キロメートル、場合によっては4年の点検頻度を5年にしてはどうか。また、愛称については、右側に書いてございますけれども、第一段階目を「シルバー」、第二段階目を「ゴールド」、場合によってはゴールドの上ということで、プラチナとか、つけ方がいろいろありますけれども、この愛称についても、是非御審議賜れればと思っております。説明は以上でございます。

○橘川委員長　それでは、早速委員の皆さんから御意見、御質問を賜りたいと思います。発言を希望される方は名札を立てていただければ、順次指名させていただきます。

それでは、葉梨代理、お願いいたします。

○増田委員（葉梨代理）　増田委員の代理でございますが、この件について発言をさせていただきたいと思っております。前回の第6回の小委員会で、委員の増田より集中監視システムの普及拡大の意義について発言をさせていただきました。一方、消費者の保安、事故をいかに未然に防いでいくかということについては、LPガス安全委員会の中で、業界と行

政、消費者団体で長年取り組んできているわけですが、やはり人の間違いを完璧になくすのは難しいということも事実でございます。そうした中で、優れた機械を使いながら消費者事故を未然に防いでいくということで、昭和60年代の初めにマイコンメーターの出現によって消費者事故が大幅に減少したという事実がございます。さらに、その高度化をするというところが、この集中監視システムであろうと思っております。私どもとしては、他の業界では余り進んでいない集中監視システムを普及拡大していくことが消費者の事故の減少に必ずやつながるものだと思っております。

一方、私どもLPガス業界といたしましても、数年前にスマートハウス研究会というものを設けて、その集中監視システムの高度化と普及のあり方について検討をしております。幸い、来年になるかと思うのですが、高機能の通信インフラを持った、なおかつマイコンメーターとしても超音波の優れた機能を合わせ持ったUバス超音波メーターが発売されるということを伺っております。こうした機能が更に高まるということでございますし、是非集中監視システムというものを広めてまいりたいと思っております。

ただ、一方で相当コストがかかることも事実でございます。こうした中で、現在、経済産業省石油流通課の御理解をもって構造改善支援事業の中で集中監視システムを支援しているということもございますが、もう1つ、ただいま大本室長からお話がございましたように、制度面でLPガス事業者に集中監視システムを普及していく機運の動機づけも重要かと思えます。

また、来年からはエネルギーの自由化が本格的になってまいります。LPガス業界としての特長をいかに活かしていくかということについても、集中監視システムの持つ保安だけでなくサービス機能が必ずや有効に機能していくのだろうと思っております。こうした中で、ただいまご説明のありましたように、より魅力ある制度を作っていただければありがたいと思えます。以上でございます。

○橘川委員長 天野委員、お願いします。

○天野委員 認定事業者がまだ全体の1%というのは大変少ないので、打開策が必要という認識は非常に賛成しております。認定要件の緩和の1つ目の認定対象消費者の割合につきまして、3つの条件を全て満たした一般消費者の70%以上が厳しいというとき①、②、③のどれが特に難しいのでしょうか。3つ全て満たすのが難しいのか、あるいは①、②、③のどこにネックがあるのかということをお伺いしたいと思います。

○大本ガス安全室長 資料2-1の1ページ目に、認定要件ということで、※1の①、

②、③の全てなのか、どれなのかということかと思えます。非常に大変だとお聞きしておりますのが、③のところですか。集中監視システムを設置して、メーターの遮断弁を遠隔遮断できるというところ、いわゆる消費者宅に伝送装置みたいなものを設置して、それで集中監視をするインフラの費用がかなりかかっている。これまでは有線ということで電話回線を使っていたのですが、通信インフラの変遷によって、ISDNとか光ファイバーとか、最近ですと無線という流れになっていて、FOMAとかPHSのような形になっております。事業者でかなり費用負担をしてきたというところに通信インフラの変更で更にコスト増となって、普及がなかなか進まない大きな要因になっていた。昨今ですと、先ほど葉梨代理からもございましたけれども、無線という話とか、今後のUバスイアみたいな、場合によっては都市ガスとうまく相乗効果を出せるようなポテンシャルを有する話もございます。そういう中で今後通信インフラが、共通で利用していくことによって費用負担が減少して、事業者の方がより使いやすい環境整備を、私どもとしても期待しているところでございます。

○橘川委員長　大石委員、お願いします。

○大石委員　この制度が今後さらに進んでいくことについてはとても期待をしているところです。ただ、70%以外の30%のところ、例えば飲食店などが入っている場合について気になっております。文中にも、飲食店を除くということが出てきてはいるのですが、今のガスの事故は爆発とかそういうものは少なくなっている代わりに、COの中毒がまだ結構あります。COの警報器をつけていたとしても、事業者の方の場合、鳴ると面倒くさいということでスイッチを切ってしまっていて、そのために気がつかずに事故が起こると聞いたことがあります。そうなりますと、点検の期間を4年から5年に延ばすという案について、そういう不安を感じつつ果たしてこれを5年に延ばすことが適当なのかどうか気になるのが1点です。

あと「認定販売事業者の知名度向上」で愛称を用いるということですが、確かに消費者にはなじみは出るかもしれませんが、実際に事業者の方々にしてみたら、愛称をつけるというよりは、例えば自治体などが優先的に公共事業での採用で評価するなど、そういう後押しの方が、インセンティブとしては大きいのではないかと思います。

○橘川委員長　まず御意見、御質問を賜って、まとめて事務局でお答え願いたいと思います。市川委員、お願いします。

○市川委員　若干一般論で恐縮でございます。まず、集中監視制度によって保安水準を

引き上げ、それとの見合いで規制緩和を行う。これによって、このような全体の取り組みを進めていくというのは大変意義のあることだと思います。今回の対象の拡大も、合理的な範囲でその規制のあり方を見直していくのは、大変意義があることだと思います。

一方で、言うまでもありませんけれども、このような安全にかかわる制度は、国民の立場から見て、納得していただくことが大変重要だと思っております。そういう観点から言いますと、1つはここにございますように、十分理解してもらおうという意味での知名度の向上は是非とも必要であろうかと思えます。また、この制度に関連して、いささかでも安全面において欠けるところがあってはならないということは極めて大事だと思います。繰り返しますけれども、制度が社会的に受け入れられるためには安全面での取り組みが何にも増して大事だと考えております。そういう観点から言いますと、制度改革を進める一方で、是非とも関係の皆さん方のより一層の安全面における取り組みをお願いしたいと思いますし、高圧ガス保安協会でも、これまで様々な事業を行ってまいりました。その結果の情報提供、あるいは更なる技術開発等々、我々の果たすべき課題はこれから随分あるかと思えますけれども、そういう面においても一生懸命取り組んで、支えていきたいと考えております。以上です。

○橘川委員長 私からも意見を述べさせていただきます。非常に重要な制度だと思いますが、1%である、これをどうするかということで、本日の提案は、制度の方からインセンティブを与えて拡張していくという話。これ自体は大事だと思うんですが、もう1つ、現在、3階のガス安全室で保安をやっている、4階の石油流通課でLPガスの料金の透明化等の取引のことをやっていて、5階のガス市場整備課でガスシステム改革ですけどLPガスの話も出てくるという形なので、市場の側からこういう保安の制度が普及するような仕組みも、制度のインセンティブだけではなくて重要なのではないかと思います。

そういう意味で、「シルバー」だとか「ゴールド」だとかという人が消費者に安心感を与えることで、その人たちの市場の評価が高まっていく。できれば料金透明化なんかもこの人たちに一緒にやってもらいたいのですけれども、そういうアプローチが一番効果があるのではないかと思います。よって、愛称は大事なんですけど、「シルバー」「ゴールド」はいいんですけど、その後が全然愛称になっていないぐらい長いんじゃないかと思えますので、単純に「シルバー保安事業者」とか「ゴールド保安事業者」ぐらいに短くしておかないと、消費者は覚えられない。とても愛称にはなっていないのではないかと。余計ですけども、そんなことを思いました。以上です。

○大本ガス安全室長　　まず、大石委員からございましたCO警報器の話でございます。CO警報器に限らず、警報器が鳴ることで、一般消費者というよりは業務系が多いと思うのですが、厨房とかのユーザーの方で取り外してしまうようなことがあるとも聞いてございます。販売事業者とか保安機関の方は、そういうことがないように周知とかいろいろ対応を行っていると同っているところでございます。

その中で、CO警報器の連動遮断を条件として、業務用厨房については緩和してはどうかということでございます。特に、これまでのCO中毒事故を聞いていると、事故分析をすると、業務用コンロをお使いになられている一般消費者が換気扇を回さずに使い続ける。燃焼器の威力が大きいということもあって、CO中毒になっているところもありまして、ここについては、国も事業者も含めてPRに努めているのですけれども、仮にCO警報器との連動遮断であれば、そういうことが起きた場合に、自動的に警報器が作動して、連動して遮断するというので、より安全になるのではないかと。取り外すということにならないような取り組みは必要ですけれども、そういうことをしている消費者については緩和措置をしていいのではないかと考えてございます。

もう1つ、自治体ということもでございます。本年も都道府県とか産業保安監督部が集まった会議でも、こういう集中監視システムというアプローチを説明した機会に、できれば集中監視システムを導入している認定販売事業者などに対して、公共入札を含めたインセンティブの検討をしていただけないかというお願いもしてございます。ただ、自治体の声を聞くと、部署が違うとか、公平性の観点とかいうことで簡単ではないことも聞いているところがございます。この辺は引き続き自治体に声かけしながら検討していきたいと考えているところがございます。橘川委員長からございました愛称につきましては、少し考えさせていただいて、検討させていただければと思います。以上でございます。

○橘川委員長　　堀口委員、お願いします。

○堀口委員　　質問です。70%の現状で事業者全体者の1%ということですが、これを50%にしたときに、どれぐらいに割合が増える予測を立てられているのですか。

○大本ガス安全室長　　まだ具体的な数字を挙げるような状況ではないのですけれども、少なくとも現状を、これはなかなか言いにくいと思いますけれども、今の200という数字を倍なり、もうちょっと増やせないか。この制度については、一時期400弱、300件台までいっていたのですけれども、それが230まで落ちてきたので、少なくともそれ以上には上げていきたいと考えていますし、個人的には非常に多くの事業者が、業界標準となることも期

待しているところでございます。

ちなみに、液化石油ガス保安対策指針を毎年3月に、実はここで御審議いただいている中でも、LPガスの販売事業者に対して集中監視システムの導入または導入に向けた検討を行ってほしいというものを平成26年度から入れさせていただいてございます。本日御出席の内藤代理の全国LPガス協会においてもいろいろ御検討していただいているとは思いますが、是非集中監視システムの導入率の向上に向けて、国も業界も取り組んでいければと考えてございます。

○堀口委員 要するに、このアンケートの結果を見ると、50%だったらいんじゃないかといった事業者さんが全体の半分いるので、この50%のところをラインをしたら、事業者さんの半分ぐらいは頑張ろうという気持ちになるぞという解釈でいいんですかね。

○大本ガス安全室長 半分というのも、アンケートの母数が2万者のうちの約600なので、それを単純に2万者にかけることが適当かどうかというところはあるかもしれませんが、少なくともアンケートに答えている方に関しては、そういう検討がなされるのではないかと期待してございます。

○橘川委員長 山田委員、いかがですか。

○山田委員 ちょっと質問させていただきたいと思います。「CO対策を前提とした点検・調査頻度の緩和」のことについてですけれども、点検・調査を4年、8年、10年とうたってあります。それについて、4年、8年、10年が100%実行されているか。また、それに漏れた方に対するの再度、再々度の点検・調査がなされているかということ。

あと、集中監視システムはとてもいいことだと思いますので、是非力を注いでいただきたいと思います。以上です。

○大本ガス安全室長 まさに販売事業者については、消費設備調査を4年に1回以上行っております。これは液化石油ガス法令の中で定められております。そもそも調査を行っていないということは考えにくいというのが、まず1つ。

あと、これはあくまでも緩和されているだけであって、それを使うかどうかというのは、LPガス販売事業者認定された販売事業者の判断による場所がありまして、どちらかというところ、この緩和を受けたいというよりは、集中監視システムを導入しますということでの一般消費者への安心感と、場合によっては小まめに、周知も含めて点検を別途なさっているという話もこういう事業者には伺っているところであります。

○山田委員 行っているということはわかりますけれども、そのときに漏れたところは

ありませんか。漏れたということは、例えばいろんな条件があって、そこへ伺えなかったとかそういう意味なんです。

○大本ガス安全室長　基本的には販売事業者は点検に伺って、調査を行っています。ただ、消費者が拒否するケースはございます。拒否するケースに関しては、現行の液化石油ガス法では、伺えなかったという事実にはなっているかもしれないのですが、調査自体を行っていないということは基本的にはないと認識してございます。

○山田委員　わかりました。何か雲の上という感じでした。

○橘川委員長　越委員、お願いいたします。

○越委員　簡単な質問が1つと、コメント1つです。質問は、先ほどの業者の数が1%という話ですが、業者の数だけではなくて、大きいところも小さいところもあるだろうと。消費者の数をどのくらいカバーしているかという点で言うと、何%ぐらいになるのか。つまり、大きなところがいろんな機器を持っていることが多いと思うので、単純に業者の数とちょっと違うんじゃないかと思うんです。これが質問です。

もう1つは、緩和をするということは、集中監視システムを普及させるという意味で非常にいいと思うんですが、アンケートしたらこういう要望が出てきたので緩和しますという根拠でいいのかなという気が何となくするので、もうちょっと、緩和をしても保安はちゃんと担保されていますみたいな根拠が必要なのではないかなと思いました。以上です。

○橘川委員長　天野委員、追加的に発言ですか。お願いします。

○天野委員　1つ目は消費者の数がどのくらいかということで、同じでしたので、もう1つは、集中監視システムの設置について、コストがかかるのでなかなか難しいという業界のお話をこの委員会で伺っていたのですが、料金とのセットでどうなっているのかが消費者に伝わりにくいので、その辺のところをどのようにお考えか伺えれば。

○橘川委員長　まず内藤さんに業界の話を伺って、それから事務局に返答願います。

○北嶋委員（内藤代理）　それでは、山田委員からの御指摘の件でございますが、まず私どもも大変苦勞している点でございます。いわゆる不在の方、調査拒否の方、そういう方がいらっしゃいます。そういった方には何回でもお訪ねして、調査のお願いをしていますが、大変苦勞しています。調査ができるまで繰り返し繰り返しお訪ねをするというルールで、今は、やっております。消費者団体の方も、保安点検調査に協力するよという消費者に対する啓発活動を是非行っていただきたいと思っています。何回もお訪ねすることは結局コストにはね返ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それから、今、天野委員からいわゆる集中監視システムのコストの問題について御指摘がありました。私どもは全て企業の負担で、企業のコストとして行っております。都市ガスにおいては、いわゆる公益特権、税制の優遇等々ございますけれども、私どもは従来から自由競争業種ということで、完全に民間企業負担でやってきております。できましたら、資源エネルギー庁の方でも、補助金の拡大とか、優遇税制の付与等を考えていただければ後押しになると思っております。これでお答えになっているかどうかわかりませんが、よろしくお願いいたします。

○橘川委員長 事務局、いかがでしょうか。幾つか追加的な質問が出たと思います。

○大本ガス安全室長 一般消費者の数という観点でいくと、今の238が、全て消費者というところを計算しているわけではないのですけれども、事業者の中には、一般消費者の数で、確かに1,000個オーダーの方もおりますし、中には、本日代理になっていますが、北嶋委員の会社も、数十万オーダーでの集中監視システムを導入しているという数もありまして、そういう意味では、大企業から中小企業まで、さまざま集中監視システムを導入しているという実態がございます。

事務局としては、引き下げによって、特に大企業に、系列店も含めて、集中監視システムを導入していただいて、普及を広めていただきたいということを期待しているところでございます。また、引き下げに関しては、特例の対象が集中監視システムを導入している消費者に限られるところから、まず保安面では特に問題がないのかなということが1点。

また、先ほど40キロメートルから60キロメートルに緩和ということに関しては、4ページの説明を省略したのですが、上から8行目に「(※6) 例えば」というところがございます。CO濃度が300ppmの場合には、自覚する症状があらわれるのが平均35分。実はCO警報器を設置している場合は、10分ぐらいで感知して遮断するという事で、タイム差で約30分早く、この30分というのは、今の20キロメートルに相当するという事で、40キロメートルを60キロメートルに延ばしてもいいのではないかとこの理屈を事務局として考えて、60キロメートルに設定させていただいております。

○住田商務流通保安審議官 先ほど橘川委員長から御指摘のございました市場の側から進める仕組みをつくるべきだ。これは私も全くおっしゃるとおりだと思いますし、同時に、料金の透明化とあわせてやっていければいいなと思っております。

そのときに、1つ、先ほど申し上げた保安のスマート化ということで全体の中でも議論しようとしているのは保険であります。例えば役所がこういった認定のシステムなどを通

じて、ある種の格付ではないのですがシグナルを、保険の方あるいは金融でもいいのですが、そういうところに対して示すことになりますから、それが保険料のようなものに反映をされるとか、そういうこともこれから十分あり得るのだろうなと思っています。

また、これはL Pガスの分野に限られたことではないのですが、そういう市場メカニズムとどうつなげていくかということについては、いろいろな形でのインセンティブ、これは金融、もちろんファイナンス自身であるかもしれないし、保険であるかもしれないし、いろいろな形が考えられる。そうなると、先ほどご議論のありました、導入すると、コストばかりかかってしまうんだよねという議論とはこれまた違う世界も、市場メカニズムの中でだんだん起きてくるかもしれないというのを私どもは期待しております。

導入をすることに当然コストがかかるのですが、その分、市場からの評価が高まってペイすることもあるだろうし、過渡期における料金への反映というのもあっていいことだと思いますが、そういったようなことで、まさに橘川委員長がおっしゃられたようなことをどうやったら進めていけるかというのは、我々としてもよく考えていきたいと思います。

○橘川委員長 遠隔操作のシステムを充実させたいという方向性は一致したと思います。4年と5年の問題は次の議題にもかかわるかと思いますが、次の議題に進んでよろしいでしょうか。場合によってはもとに戻る御意見も賜ります。

一応本日の御提案の方向性は了解されたということではよろしいでしょうか。

2番目の議題、「規制の整合化等に向けた検討について」に移りたいと思います。大本室長、お願いします。

○大本ガス安全室長 それでは、資料3の「規制の整合化等に向けた検討について」でございませう。お手元を御覧ください。

1. 「既存規制の見直し」でございませう。これにつきましては、ガス事業法、液化石油ガス法といった法令に関して、可能な限り整合化に取り組むこととさせていただきます。

2. 「保安規制の比較検討調査等の実施状況」については、前回の本委員会におきましても、消費者調査につきまして、3回以上訪問したけれども不在だという場合に、不在一般消費者として保安業務実施状況報告に記載させることとし、一般消費者による調査拒否として取り扱うことを確認してさせていただきます。

1. (1) 「液化石油ガス法とガス事業法との検討項目」。① 「消費設備の調査に係る再調査方法」でさせていただきます。

液化石油ガス法については、一般消費者が所有する消費設備を調査し、基準に適合して

いない場合、その所有者または占有者に対して、技術基準の適合をするためにとるべき措置、また、その措置をとらなかった場合に生ずべき結果を通知して、通知の日から一定期間経過した後に再調査を行うことにしてございます。ガス事業法においても、消費機器を調査し、基準に適合していない場合は一定期間経過後に再調査を行うこととしてございます。この再調査に関して、液化石油ガス法では、通知の日から1月を経過し6月を経過しない期間に再調査をし、技術基準に適合することを確認するまで、何度も再調査をすることを求めております。他方、ガス事業法では、1月を経過してから5月以内に再調査を行うことを求めておりますが、一度通知を行った内容については、毎年度1回以上通知を行えばよく、再々調査を行うことまで求めていないことから差異が生じているということです。「今後の方向性」については、液化石油ガス法についても、ガス事業法と同様の方向性を行ってはどうかとさせていただいております。

②「供給設備点検・消費設備調査における裕度期間の設定」でございます。前回のガス安全小委員会の方で消費機器調査、検査の頻度というのを、40カ月から原則4年に1回以上、また周知についても、3年ごとに1回以上から、2年に1回以上ということで、液化石油ガス法に定める頻度と整合させることを確認してございます。

これにつきましては、この議論の中で、ガス事業法において、整合化する場合においても、一定期間、例えば4カ月を超えない時期に行っても、満期日に行ったものとして差し支えない運用を行うなど、調査頻度の日程前倒しにならないような措置を講じることとしてございます。「今後の方向性」として、液化石油ガス法においても、かつてはガス事業法と同様の裕度期間を設定する運用としていたものの、現行については、4年以内に確実に終了しなければならず、日程を前倒しして行っている実態がでございます。そこで、液化石油ガス法の施行規則を改正し、液化石油ガス法においても、ガス事業法と同様に、一定期間、例えば4カ月を超えない時期に行っても、満期日に行ったものとして差し支えない運用を行うなど、日程の前倒しにならないような運用措置を講じて、液化石油ガス法とガス事業法で統合的な運用を行うこととしてはどうかとさせていただいております。

続いて、3ページ目に移らせていただきます。③「消費設備の技術上の基準」でございます。この表は左側が液化石油ガス法、右側がガス事業法でございます。この中にただし書きが書いてございます。これにつきましては、消費設備の基準に関して、排気筒の天井裏とかにつきましては、金属以外の不燃性の材料で覆われているということになっております。ガス事業法については、下線で、「ただし、燃焼器出口の排気ガスの温度が百度以下の

場合は、この限りでない」としてございます。

これについては、下の※の小さい字のところでございますが、平成12年の建築基準法の改正において、排気筒の基準に関する適用除外の項目として、「廃ガス等の温度が100度以下であること」が定められたことに伴って、平成12年に追記されております。これについては、ガス事業法ではただし書きを入れてございますけれども、液化石油ガス法については特段定めていなかったということで、整合化の観点から、ガス事業法と同様のただし書きを追記させていただければと考えてございます。

続いて、3ページ目の④の「バルク貯槽と保安物件との距離」でございます。液化石油ガス法については、その貯槽の外面から保安物件に対して距離を有することを求めてございます。なお、この内容で貯蔵能力が1万キログラム以上（10トン以上）のバルク貯槽については、特段の距離を規定してございませんでした。

ただし、液化石油ガス法については、69戸以下の一般消費者になりますので、10トン以上のバルク貯槽というのは実態面でなかなか考えにくいのと、実態上そういうことが余らないと伺っておりますが、ただ、一方で、距離の制限が設けられてない場合に、仮にそういう事態になったときに、規制がないというような事態になるということも踏まえて、10トン以上のバルク貯槽に関する保安規制の距離ということを今回設けることとしてはどうかとさせていただいてございます。

⑤の「調査時の不在時対応に係る保安機関の報告内容」についてでございます。先ほど3回の不在処理に関しては、ガス事業法と液化石油ガス法については同じ方向性ということにさせていただいてございます。

「概要」の2パラグラフ目の「また」以降で、ガス事業法については、実はガス事業者が報告する年報の中で、不在需要家数を記載することとしてございます。仮に液化石油ガス法の方で、不在の概念を入れた際に、液化石油ガス法では、今の「保安業務実施状況報告」の中では、そういうような数を記載することになってございません。

そこで、「今後の方向性」でございますが、ガス事業法と同様に、報告様式を改正して、不在需要家、一般消費者の数の記入欄を設けることで整合化することとしてはどうかとさせていただいてございます。なお書きでございます。前回以前の当小委員会においても、委員の方から御指摘がございましたが、不在処理をする際に、平日の昼間にサラリーマンのご世帯に3回行きましたということがないように、ここでも書いてありますように、「一般消費者等に連絡を取り在宅時をあらかじめ確認しておくことや、調査日時を休日など一

般消費者等に都合が良いように工夫して設定する」こと、また、再訪問は前回と別の曜日に行うということなど、不在者数を減らしていく手法による調査が重要であり、こういうことについては周知徹底等をさせていただければと考えてございます。

続いて、5 ページ目の⑥の「情報通信技術を用いた周知の手法について」でございます。これにつきましては、昨日のガス安全小委員会でも同様の報告をさせていただいてございます。危険発生防止周知を行う際に、需要家が電子メールで出力できるとか、ホームページでダウンロードできるといったことを承諾した場合、また、そういうことが実施可能な場合は、そういう情報通信技術を利用する方法を認めてはどうかとしてございます。

ただ、需要家、一般消費者の方によっては、書面がいいというケースもございます。左側でございますが、書面を求めた場合、また、特段の意思表示がない、また、通信手段が実施不可能な場合は、書面による配布にしてはどうか。また、両方ともそういったものを求める場合は、一番右側の両方の方法で認めてはどうかとさせていただいてございます。

続いて、6 ページ目を御覧いただければと思います。「一部承継時の供給設備点検・消費設備調査の取扱い」でございます。液化石油ガス法では、その設備点検については、4 年に1 回以上に加えて、供給開始時に行うことにしてございます。また、いわゆる販売業者の合併など承継を行った場合には、全部承継の場合には、再度の点検・調査を行うことを求めてございません。それ以外の事業譲渡などの一部承継については、供給開始時の点検・調査を行うといった運用をしてございます。

現在、ガス事業法においては、一部承継に関して、再度の調査・検査を行うこととしてはおらず、液化石油ガス法と差異が生じているということです。

「今後の方向性」につきましては、液化石油ガス法の一部承継においても、営業権、店舗、従業員、帳簿、保安情報、供給設備等が譲り渡されるなど、こういうことについても再度の点検・調査を求めないこととしてはどうかとしてございます。

「参考4」で、事例として2 県、例えばA 県とB 県にまたがって営業を行っている販売業者が、A 県を撤退し、B 県のみでその事業を継続する際に、A 県について、その他の販売業者に今の営業権、販売所、従業員、帳簿や調査・点検の結果等の保安情報を譲渡するケースに関して、再度の点検・調査を求めないというようなこととしてはどうかとさせていただいてございます。

続いて、7 ページ目を御覧いただければと思います。液化石油ガス法と高圧ガス保安法の整合化の観点でございます。

①「充てん設備に係る軽微な変更」でございます。液化石油ガスをバルク貯槽に充てんするための設備につきましては、バルクローリということで、液石法の充てん設備許可、また、いわゆる工場等の充てん所というところで、高圧ガス保安法に定める許可が必要となるということです。これにつきましては、「具体的には」という3パラグラフ目でございますが、高圧ホース、また金属フレキ管に関して、高圧ガス保安協会等が検査を実施したものに取替えた場合に、その処理能力の変更を伴わない場合には、高圧ガス保安法では軽微な変更として届け出対象、液化石油ガス法では変更許可といった差異が生じているところでございます。

「今後の方向性」としては、高圧ガス保安法に整合化する形で、今の処理能力を伴わないものについては、届け出対象としてはどうかとさせていただいております。

8ページ目の「参考6」でございますが、LPガス新型バルクローリに対する高圧ガス保安法における製造の許可、液化石油ガス法における充てん設備の許可、その双方を同時に申請する場合の添付書類につきましても、同じものを添付書類としていただくことについては、添付書類の簡素化をしてはどうかということをここでは書かせていただいております。

(3)「その他の検討事項」で、これは昨日もガス安全小委員会で報告した内容でございますが、液化石油ガス法では、設備から保安物件に関して距離を確保することを定めて、その短縮要件として、「厚さ12センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁」の措置を定めてございます。

さらに、液化石油ガス法では、その具体的な要件として、「対象物を有効に保護できるものであること」を規定するとともに、その具体的基準として、斜角規制を示してございます。「今後の方向性」として斜角規制を定めている趣旨としては、ボンベが爆発した際の飛散物から保安物件を有効に保護することにあります。他方、飛散物からその保安物件を有効に防ぐ方法として、エキスパンドメタルというものが考えられます。これにつきましては、9ページ目に写真がつけてございます。格子状、網目状の金属製のもので、これはJIS製品でございます。こういうエキスパンドメタルというものを、9ページ目の下のところの容器置き場、ボンベ庫の天井に張ることによって、飛散防止に有効な手段ということで、これにつきましては、過去のシミュレーション解析によって確認されているところでございますが、ここにつきましては、対象物を有効に保護できる障壁として、エキスパンドメタルを認めることを明確化してはどうかとさせていただいているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○橘川委員長　　3つの法律の整合性の問題及びエキスパンドメタルの話ということになります。先ほどと同じように御意見、御質問を賜りたいと思いますので、名札を立てていただければ、順次ご指名させていただきます。いかがでしょうか。松村委員、お願いします。

○松村委員　　私ども日本コミュニティーガス協会の会員事業者は、ガス事業法に基づく簡易ガス事業と、液化石油ガス法に基づくLPガスの販売事業をほとんどが兼業しております。そういう中で、現場サイド、会員事業者からは、同じLPガスを供給販売しているのに、微妙なところで両方の法律の違いがあるのはなぜだろうとか、あるいは現場で例えば従業員の教育等々においても混同しかねないといったような声が以前からございました。そういう意味では、今回この機会に整合化をしていただくということは、非常にすっきりした形になりますし、好ましいことだと思っております。以上です。

○橘川委員長　　他はいかがでしょうか。大石委員、お願いします。

○大石委員　　5ページの「今後の方向性」のところ、「危険発生防止周知における情報通信技術を用いた方法の具体的内容」ということで提案があります。この時代ですので、電子メールを使って送るという方法もあってはいいと思うのですが、「参考2」の②に「保安機関のホームページにおいて、周知事項を需要家に閲覧させるとともに、周知事項をダウンロードさせる方法」と書いてあるのですが、これはかなりハードルが高いなというか、消費者の側がその内容をちゃんと自分でダウンロードして読むところまでというのは、その前のいろいろな周知がかなり必要ではないかなと思ったのが1つ。

あと、どういう内容を周知するかによると思うのですが、例えばその下の「参考3」のところで「書面配布による方法」というのがあります。これは最初どういう方法で書面を配布するのかなと思ったのです。例えばメーターボックスとか、そういうところに紙を投げ入れるという方法ではなく、封書で送るといったことでしょうか。そこのあたり、本当に重要な内容を消費者にきちんと伝えるということはなかなか工夫が必要ではないかと思っておりますが、現在どのようなことをされているのかちょっと質問です。

○大本ガス安全室長　　5ページの大石委員からの御質問で、現状の周知については、「概要」の4行目に「周知書面を手交や郵送によって実施している」というところで、手法としては郵送も認めておりますけれども、お客様接点をなるべくとりたいという観点からすると、よく年末カレンダーと称して、その中に周知文書も入れてお配りしているというこ

とで、多くの販売事業者は手交により行っていると伺っております。また、今の「参考2」のダウンロードということで、ホームページというところでもあるのですが、システム改革小委員会の方でも、②のところ、ホームページをある一定期間、閲覧していただくという話も書いてございます。ただ、保安に関しては、ちゃんと手元にとっておきたいということで、そこはガスシステム改革の資源エネルギー庁の書き方とちょっと違っております。要は、ホームページをダウンロードして印刷して自分の手元に持っていただくということを、今ここでは条件を付与させていただいております。もちろんスマートフォンで、いわゆる電子的に見たいという人もいれば、それを見た上で、さらにダウンロードして、打ち出して、自分のところに持ってほしいということも可能なような形で設定させていただいております。そこが難しいという場合は、左側の「書面配布」ということで、従来どおりの形で、そういう方であれば左ですし、場合によっては、両方という需要家の方があれば、両方の手法を認めてはどうかとさせていただいているところでございます。

○大石委員　やはり内容次第であって、どのくらい重要な事項かということで方法も変わってくると思います。本当にそれだけでいいのか、もっと重要な事項であれば、また別の方法を使って、さらにきちんと周知を図る必要があるのではないのでしょうか。もしくは見たということが確認できるような返事をもらう必要がある場合も、情報によってはあるのではないかと思います。以上です。

○橘川委員長　少し御意見、御質問をまとめていただいて、事務局にお答え願いたい。他にいかがでしょうか。山田委員、お願いします。

○山田委員　先ほどの委員の方と何かよく似ているなと思って、やめようかなと思いましたが、ちょっと補足させていただきたいと思います。先ほどのガス使用の申し込みを受けたときに、危険を教えるための定期的な周知と書いてありますが、それをダウンロード、ホームページを見るというのは、やはり年齢がいくつと、先ほどの委員もおっしゃったように、ちょっとハードルが高いので、要点をまとめて、どこかにガス器具の近くにペタッと張れるようなものを作ってください。若い人にとっても、年齢を重ねた人にとっても、そのほうが、毎日、目につくので、要点だけ書いていただいて、それを皆さんにお配りするというのはいかがなものかなと思いました。ダブってしまって申しわけございません。

○橘川委員長　他にいかがでしょうか。では、内藤代理。

○北嶋委員（内藤代理）　周知内容については法律で定められておりますので、その全

てを周知しなければいけませんので、簡略版というわけにはちょっといかないものですから、こういうものを原則お客様に手渡して、疑問点があれば、口頭で補足説明をして、御理解をいただいております。

もちろん、それ以外にLPガス安全委員会というLPガス業界全体の組織がございまして、そちらの方で、例えば冬になったらCO中毒に気をつけましょう、換気に気をつけましょう、そういう別途のお知らせも行っていますし、ホームページで普及啓発活動も別途行っていますが、法律で定められている絶対の必要要件については、全国共通で一定水準以上のものを必ず配るという方針でやっております。

○大本ガス安全室長 一応補足で、周知の内容については、今、内藤委員代理からもありましたが、ガスに対する適応性に対する事項とか、あと消費設備の管理・点検に関して注意すべき事項とか、あと燃焼器を使用する場所の環境とか換気、それ以外にもありますが、そういう内容を周知していただくということで、全国LPガス協会、場合によっては都市ガスの方でもその周知文書を、ある意味で業界標準みたいなものをつくって周知を行っております。

山田委員から御指摘があったのは、ペタッと張りつけるのは、緊急時対応の連絡先ということで、例えば燃焼器の近くに、何かあったときに連絡先、これもガス業界がガス事業者を通じてシールをお配りしております。シールにつきましては、ガス安全小委員会の方でもそういうことを引き続きシステム改革後も継続してほしいといったご意見もございました。それは周知とは違った形でまた別途お知らせしていただいているところでございます。

なお、周知に関しては、前提として一般消費者の方が承諾した場合なので、承諾しない場合は自動的に書面のほうにいきます。逆に、いわゆる承諾した人、そういうことがいいですよという人は、電子的な方法で行っていただいても良い。ただ、年代層とか、需要家の皆さんの考え方によって違いますので、書面がいいということであれば、書面で引き続きやっただけであればと考えてございます。

○橘川委員長 他にいかがでしょうか。これもやはり周知を徹底するということところが大事だと思うのですが、こういう話と、例えば料金のところの透明化みたいな話がうまくセットできれば、自由化で消費者の関心が非常に高まっているタイミングなので、今まで以上に、ある意味でこういう保安をきっちり周知したところが選ばれるという仕組みが動くと思います。いずれにしても、保安を高めると、多分コストがかかることが多いのですけ

れども、コストがかかる、料金を上げる、補助金とか、そういう話ではなくて、コストをかけて、ちゃんと保安をやった人が、消費者によって選ばれて、結局ビジネスもうまく回る。そういう世界を今までもやられてきたと思うのですが、エネルギー全面自由化時代になったら、そういう回転を回すことが非常に大事ではなのではないかと私は思います。

では、2番目の論点についても、基本的に事務局提案の方向で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、その他について、皆様から何か御意見はいかがでしょうか。

私は今申したことと関連するのですが、電力自由化が始まりますと、一層オール電化の攻勢も強まるかもしれません。逆に、オール電化の家にFRPなんかの容器を使えば、LPガスを売るといような競争のメカニズムもあるかもしれませんので、COの機器がちゃんとついたものについては、ある程度規制を緩めるという考え方がありました。FRPもカップリングはつけるというのを前提にすれば、保安規制も緩めるみたいな話も、今後そういうことも考えてもいい時代なのではないかなと思います。他にいかがでしょうか。天野委員、どうぞ。

○天野委員　その他というよりは、1件目の審議事項に関してです。最初に1のところでご質問したのは①、②、③の条件を、50%以上にする際の表記についてです。①と②というのは法令を守るというレベルですので、③の集中監視システムを設置するというレベルとは次元が違うものを、どれかを満たして50%という表記に違和感があります。一般消費者に周知する方法を検討されているということですが、①、②、③全てを満たした消費者が何十%以上ということでは、結果はそうなんですけれども、何かもう少し良い表記の仕方がないのかと思いました。

○橘川委員長　例えば①、②を前提として、その上で③を条件として行うというように感じの文言にすればよろしいでしょうか。

○天野委員　不在が多かったり何かで、②の方が完全には実施できないということも、今までの委員会で伺っていたので、仕方ないのかもしれないですけれども。何か工夫できないかという気がしました。

○大本ガス安全室長　天野委員の御質問で、今の①、②、③のところではありますが、①のメーターとかの保安機器は、ほとんどの事業者は、例えばS型マイコンメーターとかガス漏れ、今の調整器とか、そういうのは大抵のところは設置してございます。ただ、また期限管理という②も、別に集中監視を導入している事業者にかかわらず、期限管理を行っ

てほしいというのを、実は液化石油ガス保安対策指針でもうたって、これについてはちゃんと期限管理を行いましょうとしてございます。ただ、法令上で期限管理を求めているのが、今の認定販売事業者としての制度としてはございます。

そういう意味では、御指摘のとおり①と②は前提の中で、③のところは70%をクリアしていないので、50%に下げたらどうかという意味合いで、今まで議論しているという前提にはなってはございます。一応そういうところ、70を50と言いながら、①と②は基本的にはクリアしているのが、大体の事業者ではないかと理解しているところでもあります。

○天野委員　例えば優良認定事業者とはどういうものを消費者に知らせるときに、やはりこの3つの条件をこのまま出されると、違和感があるので、もう少し工夫ができないか。つまり①、②を前提として③というような表現ができないかということです。

○大本ガス安全室長　わかりました。PRを考えるときに、何か工夫した表現を言えないか。条件としてはこういうことなんですけれども、もうちょっとPRするときのアプローチとして何かできないかというのを検討したいと思います。

○橘川委員長　他はいかがでしょうか。大石委員、お願いします。

○大石委員　質問です。今回の制度の中で、緊急対応の距離の緩和があったと思うのですが、都市ガスの場合には、緊急の車両を走らせることができ、LPというのは、それができないということを知ったことがあります。これから都市ガスのほうも自由化が進み、いろいろな事業者を消費者が選べるようになったときに、都市ガスの制度では使えて、こちらの制度は使えないというのは、同じガスとしては消費者として違和感があります。特に距離を延ばすということでしたら、緊急車両の利用について考えられているのかどうか教えてください。

○大本ガス安全室長　御指摘の件ですが、私の方で昨年そういうことができないか警察庁に申し入れをしたのですが、これまでのガス事業法という公益性と、今の液化石油ガス法の制度のたてつけの目的の違いといったところで、導入はなかなか難しいという御回答をいただいております。

○橘川委員長　液化石油ガス法とガス事業法と高圧ガス保安法の整合性を取るように手を打つわけですから、もう一度交渉して見ていただくというのはいかがでしょう。

○大本ガス安全室長　なかなか難しいという話を承っておりますけれども、再度申し入れはしたいと考えてございます。

○橘川委員長　何が有事の際の最後のとりでと規定されているか、もう一度主張してみ

ていただきたいと思います。他にはよろしいでしょうか。それでは、たまに審議会が早く終わるのもいいかと思ひます。それでは、事務局から今後のことをお願ひします。

○大本ガス安全室長　先ほど住田商務流通保安審議官からも保険の話を出させていたいただきました。実は保険に関して何かできないかということで、事務局としても保険の制度の持っている団体にも相談をしていましたが、なかなか難しいという回答もいただいております。ここについては、もう一度そういうこともできないかというのは、再度その関係団体等にも申し入れさせていただいて、場合によっては、次回のときに、オブザーバーとして参加していただひて、その辺についての御説明をお願ひできないかということも検討させていただければと思ひます。続いてよろしいでしょうか。本日の議題につきまして、御審議いただきましてありがとうございます。議事要旨につきましては事務局で作成し、ホームページ上で公開したいと考えてございます。議事録につきましては、委員の皆様にお願ひいただいた後に公開することを予定してございます。追って事務局より確認依頼をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○橘川委員長　それでは、以上をもちまして本日の会合を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございます。

——了——